

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年10月17日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のBに労働保険事務の処理を委託し、労災保険法第35条の規定に基づく第二種特別加入者（以下「特別加入者」という。）として労働局長から承認を受けている者である。
- 2 請求人は、平成29年4月17日、外部塗装作業中、脚立の3段目から転落し、腰部を負傷した（以下、「本件災害」という。）。  
請求人は、同月26日、C医療機関に受診し、「腰椎捻挫」と診断され、療養の結果、平成30年6月30日に治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が治癒後、障害が残存するとして障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労災保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が令和元年5月13日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害であると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人に残存する障害の程度は障害等級第12級に該当する旨主張するので、以下検討する。

(2) 神経症状について

障害等級第14級の9の判断の要件は「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」とされており、同第12級の12は「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」とされているところ、請求人はどのようなときに痛むかとの問いに「冷えると痛む」と申し立てており、請求人の疼痛障害が常時ではないものと認められる。

また、決定書に説示のとおり、請求人に発症した傷病が骨傷を伴うものではなく腰椎捻挫であることから、請求人が主張する疼痛等の神経症状については障害等級第14級の9を超える障害に該当するということとはできない。

(3) 機能障害について

決定書に説示のとおり、請求人の腰部に機能障害は認められない。

(4) 上記のとおり、本件災害により請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものではない。

### 3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年4月17日